

ハ作業不能ト認めタルモノニ付レテハ其済金四十元ト合シ  
日給金額トシ支給スベク承認ス

九請負制度ニテ現ニ適用セラレテアムモノニ付全部承認ス

○の会社側ニ於テ適当ト認めラレタルモノニ付レテハ月給制度ニスベキ  
旨承認ス

二解雇手當ト直接于保アムニ付來ル十五日回答スル旨

三來ル十五日回答スル旨

(以上)

(三)

手當規定

一當会社ノ都合ニ依リ退職ニタル工員ニ付レテハ解雇手當

ヲ支給ス解雇手當ハ左ノ如シ

一勤続六ヶ月未満三十日分

一〇〇 一〇年未満四十日分

一〇〇 一〇年以上五〇年未満 一ヶ月毎ニ一日半ヲ増ス

一〇〇 五〇年以上十〇年未満 一ヶ月毎ニ二日分ヲ増ス

一〇〇 十〇年以上十五年未満 一ヶ月毎ニ二日半分ヲ増ス

一〇〇 十五年以上 一ヶ月毎ニ四日ヲ増ス

在勤中特ニ勤勉ナリト認めラル者ニ付レテハ特別手當ヲ支給ス

ルコトアルベシ 但シ右手手當金ハ予告手當日給十四日分ヲ含ム

工員ハ自己ノ都合ニ依リ退職スル場合ハ左ノ手當ヲ支給スルコト

アルベシ

一勤続五〇年以上十〇年未満 解雇手當ノ三割

二勤続十〇年以上 解雇手當ノ五割